

和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における発注の取扱い基準

和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における発注の取扱い基準の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一 発注業務別における区分 (1) 土木関係建設コンサルタント業務の区分			別表第一 発注業務別における区分 (1) 土木関係建設コンサルタント業務の区分		
区 分		区 分 の 内 容	区 分		区 分 の 内 容
A 1 簡易な構造物の設計等の業務	予定価格（税抜き）※ <u>700万円未満</u> の業務	平面交差点、落石防護柵、擁壁、単純な構造の橋梁等の設計・計画ただし、法面設計（安定計算を含まない）、橋梁設計及び砂防ダム詳細設計業務については、予定価格（税抜き）※ <u>700万円未満</u> であっても、 <u>700万円以上</u> の区分を適用	A 1 簡易な構造物の設計等の業務	予定価格（税抜き）※ <u>500万円未満</u> の業務	平面交差点、落石防護柵、擁壁、単純な構造の橋梁等の設計・計画ただし、法面設計（安定計算を含まない）、橋梁設計及び砂防ダム詳細設計業務については、予定価格（税抜き）※ <u>500万円未満</u> であっても、 <u>500万円以上</u> の区分を適用
A 2 簡易な構造物の設計等の業務	予定価格（税抜き）※ <u>700万円以上</u> の業務		A 2 簡易な構造物の設計等の業務	予定価格（税抜き）※ <u>500万円以上</u> の業務	
B 1 一般的な構造物の設計等の業務	擁壁、コンクリート橋等の設計に関する業務	道路部門、鋼構造及びコンクリート部門に関する設計・計画	B 1 一般的な構造物の設計等の業務	擁壁、コンクリート橋等の設計に関する業務	道路部門、鋼構造及びコンクリート部門に関する設計・計画
B 2 一般的な構造物の設計等の業務	上記以外の設計業務	シールド、簡易な水門、複雑な構造の橋梁等の設計・計画で上記以外のもの	B 2 一般的な構造物の設計等の業務	上記以外の設計業務	シールド、簡易な水門、複雑な構造の橋梁等の設計・計画で上記以外のもの
C 高度な技術を要する構造物の設計等の業務		トンネル、ダム本体、水門、栈橋、吊橋等の設計・計画	C 高度な技術を要する構造物の設計等の業務		トンネル、ダム本体、水門、栈橋、吊橋等の設計・計画
※「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）			※「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）		
略			略		

改正後

(5) 測量業務の区分

業務	業務の内容	区分
測量一般	水準測量や地形測量等の航空測量以外の測量業務	A 予定価格(税抜き)※ 500万円未満の業務
		B 予定価格(税抜き)※ 500万円以上の業務
航空測量	地図作製のため航空機等を利用し空中写真を撮影する業務及び空中写真により地図を作製する業務	区分分けはせず、一つの区分とする。

※「予定価格(税抜き)」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)

略

別表第二

発注業務別において付託する最低限の条件

(1) 土木関係建設コンサルタント業務

区分		地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件
A1	簡易な構造物の設計等の業務 予定価格(税抜き)※1 700万円未満の業務※2	県内 2ブロック※3	当該部門の認定※4	会社全体で技術士、技術管理者※6又はRCCM※7が合わせて1名以上在籍すること	土木関係コンサルタント業務の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績※8
A2	簡易な構造物の設計等の業務 予定価格(税抜き)※1 700万円以上の業務	県内	国への登録※5かつ当該部門の認定※4	会社全体で技術士、技術管理者※6又はRCCM※7が合わせて2名以上在籍すること	
B1	一般的な構造物の設計等の業務 擁壁、コンクリート橋等の設計に関する業務	県内	当該部門の認定※4	会社全体で当該部門の技術士、技術管理者※6又はRCCM※7が合わせて2名以上在籍すること	当該部門の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績※8
B2	一般的な構造物の設計等の業務 上記以外の設計業務	県内	国への当該部門の登録※5かつ当該部門の認定※4	会社全体で当該部門の技術士、技術管理者※6又はRCCM※7が合わせて2名以上在籍すること	当該部門の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績※8
		県外	国への当該部門の登録※5かつ当該部門の認定※4	会社全体で当該部門の技術士が2名以上在籍すること	
C	高度な技術を要する構造物の設計等の業務	混合	国への当該部門の登録※5かつ当該部門の認定※4	会社全体で当該部門の技術士が3名以上在籍すること	当該部門の同種業務※9の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績※8

*1 「予定価格(税抜き)」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)

*2 法面設計(安定計算を含まない)及び橋梁設計、砂防ダム詳細設計については、予定価格(税抜き)700万円未満であっても、700万円以上の区分を適用する。

*3 ①海草建設部、那賀建設部、伊都建設部、有田建設部、②日高建設部、西牟婁建設部、串本建設部、新宮建設部の2ブロック

*4 発注業務と同じ部門の和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。

*5 国土交通省の建設コンサルタント登録規程における登録を受けたことをいう。

*6 国土交通省の建設コンサルタント登録規程における技術管理者の登録を受けたことをいう。

*7 (一社)建設コンサルタント協会のシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験合格者のことをいう。

*8 受注実績は、過去10年間の実績とする。

また、別に定める(一般、高度技術)業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。

*9 発注業務と同種類の業務をいう。

(例 橋長100mの鋼橋設計の場合、橋長50m以上の鋼橋の設計等一定規模以上の同種類の業務)

改正前

(5) 測量業務の区分

業務	業務の内容	区分
測量一般	水準測量や地形測量等の航空測量以外の測量業務	A 予定価格(税抜き)※ 350万円未満の業務
		B 予定価格(税抜き)※ 350万円以上の業務
航空測量	地図作製のため航空機等を利用し空中写真を撮影する業務及び空中写真により地図を作製する業務	区分分けはせず、一つの区分とする。

※「予定価格(税抜き)」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)

略

別表第二

発注業務別において付託する最低限の条件

(1) 土木関係建設コンサルタント業務

区分		地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件
A1	簡易な構造物の設計等の業務 予定価格(税抜き)※1 500万円未満の業務※2	県内 2ブロック※3	当該部門の認定※4	会社全体で技術士、技術管理者※6又はRCCM※7が合わせて1名以上在籍すること	土木関係コンサルタント業務の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績※8
A2	簡易な構造物の設計等の業務 予定価格(税抜き)※1 500万円以上の業務	県内	国への登録※5かつ当該部門の認定※4	会社全体で技術士、技術管理者※6又はRCCM※7が合わせて2名以上在籍すること	
B1	一般的な構造物の設計等の業務 擁壁、コンクリート橋等の設計に関する業務	県内	当該部門の認定※4	会社全体で当該部門の技術士、技術管理者※6又はRCCM※7が合わせて2名以上在籍すること	当該部門の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績※8
B2	一般的な構造物の設計等の業務 上記以外の設計業務	県内	国への当該部門の登録※5かつ当該部門の認定※4	会社全体で当該部門の技術士、技術管理者※6又はRCCM※7が合わせて2名以上在籍すること	当該部門の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績※8
		県外	国への当該部門の登録※5かつ当該部門の認定※4	会社全体で当該部門の技術士が2名以上在籍すること	
C	高度な技術を要する構造物の設計等の業務	混合	国への当該部門の登録※5かつ当該部門の認定※4	会社全体で当該部門の技術士が3名以上在籍すること	当該部門の同種業務※9の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績※8

*1 「予定価格(税抜き)」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)

*2 法面設計(安定計算を含まない)及び橋梁設計、砂防ダム詳細設計については、予定価格(税抜き)500万円未満であっても、500万円以上の区分を適用する。

*3 ①海草建設部、那賀建設部、伊都建設部、有田建設部、②日高建設部、西牟婁建設部、串本建設部、新宮建設部の2ブロック

*4 発注業務と同じ部門の和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。

*5 国土交通省の建設コンサルタント登録規程における登録を受けたことをいう。

*6 国土交通省の建設コンサルタント登録規程における技術管理者の登録を受けたことをいう。

*7 (一社)建設コンサルタント協会のシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験合格者のことをいう。

*8 受注実績は、過去10年間の実績とする。

また、別に定める(一般、高度技術)業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。

*9 発注業務と同種類の業務をいう。

(例 橋長100mの鋼橋設計の場合、橋長50m以上の鋼橋の設計等一定規模以上の同種類の業務)

改正後					改正前				
略					略				
(5) 測量業務(測量一般)					(5) 測量業務(測量一般)				
区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件
A 予定価格(税抜き)*1 500万円未満の業務	県内 6ブロック*2	測量一般の認定*4	会社全体で測量士が1名以上	測量業務(測量一般)の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績*5	A 予定価格(税抜き)*1 350万円未満の業務	県内 6ブロック*2	測量一般の認定*4	会社全体で測量士が1名以上	測量業務(測量一般)の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績*5
B 予定価格(税抜き)*1 500万円以上の業務	県内 2ブロック*3	測量一般の認定*4	会社全体で測量士又は測量士補が合わせて3名以上	測量業務(測量一般)の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績*5	B 予定価格(税抜き)*1 350万円以上の業務	県内 2ブロック*3	測量一般の認定*4	会社全体で測量士又は測量士補が合わせて3名以上	測量業務(測量一般)の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績*5
*1 「予定価格(税抜き)」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。) *2 ①海草建設部、②那賀建設部、伊都建設部、③有田建設部、④日高建設部、⑤西牟婁建設部、⑥串本建設部、新宮建設部の6ブロック *3 ①海草建設部、那賀建設部、伊都建設部、有田建設部、②日高建設部、西牟婁建設部、串本建設部、新宮建設部の2ブロック *4 和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。 *5 受注実績は、過去10年間の実績とする。 また、別に定める一般業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。					*1 「予定価格(税抜き)」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。) *2 ①海草建設部、②那賀建設部、伊都建設部、③有田建設部、④日高建設部、⑤西牟婁建設部、⑥串本建設部、新宮建設部の6ブロック *3 ①海草建設部、那賀建設部、伊都建設部、有田建設部、②日高建設部、西牟婁建設部、串本建設部、新宮建設部の2ブロック *4 和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。 *5 受注実績は、過去10年間の実績とする。 また、別に定める一般業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。				
略					略				

この取扱い基準は、令和6年6月1日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。